

その翌日の條を見ると、

四月二十日中書省奏。昨奉<sub>レ</sub>旨。以<sub>ニ</sub>站赤事<sub>一</sub>屬<sub>ニ</sub>兵部<sub>一</sub>。今右丞相鐵木迭兒等議。漢地之驛令<sub>ニ</sub>兵部管領<sub>一</sub>。其鐵烈干・納隣・末隣等處蒙古站赤。仍付<sub>ニ</sub>通政院官<sub>一</sub>。上曰。何必如<sub>レ</sub>此。但令<sub>下</sub>罷<sub>去</sub>通政院。悉隸<sub>中</sub>兵部管領<sub>上</sub>。と見え、元史站赤篇もこれを採録してゐる。かゝる次第で通政院はこの際全く廢止せられ、その所管事項は總べて兵部に屬せしめられることゝなつた。

然るにその後僅かに三ヶ月を経た同年閏七月十九日に至つて、また通政院が立てられ、蒙古站を管轄することに改められた。即ち經世大典站赤五に

〔至大四年閏七月十九日〕都省復奉<sub>ニ</sub>聖旨<sub>一</sub>。復立<sub>ニ</sub>通政院<sub>一</sub>。管<sub>ニ</sub>領達達站赤<sub>一</sub>。と記されてある。このことは元史百官志通政院の條にも、

〔至大〕四年罷。以<sub>ニ</sub>其事<sub>一</sub>歸<sub>ニ</sub>兵部<sub>一</sub>。是年兩都仍置。止管<sub>ニ</sub>達達站赤<sub>一</sub>。

と見えてゐるから、大都及び上都に共に通政院を置き、達達即ち蒙古の驛站を管轄することになつたものである。

仁宗本紀には此時たゞ上都にのみ通政院を立てたことが記されて居るけれども、前々からこの官衙は兩都に置かれ至元二十九年には江南にも分院<sup>②</sup>が置かれた程であつたし、蒙古站は必ずしも上都近くのみあつた譯ではないから多分此時にも兩都共にこれを置いたのであつたらうと考へる。何故にかく存廢頻りに革まつたかについては、その事情を知り難いが、思ふに四月にこれを廢する時に於て、既に存立を主張した人もあつたのであるから、その一派の希望が主なる動機となつたものであらう。決して兵部の管轄に移つたが爲に更に情弊を生じたとか、整治不行届